

6 · 109

(端裏書)

「明治二年

丑正月」

大谷九之右衛門

其方儀家柄之者^ニ

候之處旧冬以来

中将様御滞

城中忤善右衛門義魚類

御用日勤出精致し候

^ニ付代々帶刀御免被

仰付候様奉願趣重キ

儀^{二者}候得共格別之以

御評儀願之通代々

帶刀被成御免旨被

仰出候